

卒業の認定に当たっての基準及び取得学位（2026 年度入学）

1 在学年数

本学を卒業するためには、4 年（3 年編入生は 2 年）以上在学することが必要です。

2 卒業に要する単位数

授業科目区分は、大別すると全学総合共通科目と専門科目から構成されています。

卒業するためには、それぞれ授業科目区分ごとに必修科目を含めて、所定の単位数以上を修得することが必要です。

芸術学部卒業要件単位数

授業科目区分			必要単位数
全学総合共通科目	一般科目群		16 単位
	横断科目群	音楽領域科目	8 単位
		舞台芸術領域科目	
		美術領域科目	
		デザイン領域科目	
		芸術教養領域科目	
		子ども教育科目	
		P B L 科目	
専門科目	専門共通		80 単位
	領域共通		
	領域展開		
自由選択科目			20 単位
備考			
1 専門科目の内、20 単位を上限として、他学部、領域で開設する開放ユニットを履修することができる。			
2 全学総合共通科目、専門科目の卒業要件単位数を超えて修得した単位については、合計 20 単位を上限として、卒業要件単位（自由選択科目）に加えることができる。			
3 名古屋芸術大学寄附講座受入規程により受け入れ、教育課程に位置づけた科目については、合計 4 単位を上限として卒業要件単位（自由選択科目）に加えることができる。			
			卒業要件単位 124 単位

教育学部卒業要件単位数

授業科目区分			必要単位数
全学総合共通科目	一般科目群		16 単位
	横断科目群	音楽領域科目	8 単位
		舞台芸術領域科目	
		美術領域科目	
		デザイン領域科目	
		芸術教養領域科目	
		子ども教育科目	
		P B L 科目	
専門科目			80 単位
自由選択科目			20 単位
備考			
1 横断科目群の項に掲げる科目については、子ども教育科目以外の科目に属する授業科目の単位を 6 単位以上修得することを必要とする。			
2 全学総合共通科目、専門科目の卒業要件単位数を超えて修得した単位については、合計 20 単位を上限として、卒業要件単位（自由選択科目）に加えることができる。			
3 名古屋芸術大学寄附講座受入規程により受け入れ、教育課程に位置づけた科目については、合計 4 単位を上限として卒業要件単位（自由選択科目）に加えることができる。			
			卒業要件単位 124 単位

3 単位制度について

授業科目には、それぞれ単位数が付記されています。それは、大学における各授業科目の学修量が「単位」という尺度で測られているからです。すべての授業科目は、講義・演習・実習・実技のいずれかに分類されていて、その種類に応じて本学学則において定めた時間を学修し、試験・レポートなどにより合格と判定されたとき、その授業科目の単位修得が認められます。この単位を、授業科目区分・分類ごとに定められた数だけ修得することによって、卒業要件を満たすことができます。なお、本学においては、90分の授業（時間割上の1コマ、1時限に相当）をもって2時間とみなします。

【単位計算方法・基準】

授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを基準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。
- (2) 実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。
- (3) 卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して教授会の意見を徴し、単位数を定めるものとする。

以上により、週1コマ開講の半期科目及び通年科目について、授業の方法別に単位を示すと、およそ次のようになります。

	半期科目	通年科目
講義及び演習	1単位又は2単位	4単位
実技及び実習	1単位	2単位

4 卒業時に与えられる学位

芸術学部の卒業生には学士（芸術）の学位が授与されます。また、教育学部の卒業生には学士（教育学）の学位が授与されます。

5 卒業の認定

卒業の認定は、教授会の意見を聴いて行われます。認定されない場合は、留年となります。

6 卒業認定の時期

卒業認定は、通常学年度末に行われます。ただし、卒業に必要な単位数が満たされないため学年度末に卒業の認定を受けることのできなかった者については、次年度以降年度の途中であっても、必要単位を充足した時点で認定されることがあります。

